

臨時号のテーマ: 退職金課税の見直し(平成24年度税制改正)

短期在職役員等に対する退職金

短期在職 = 在職年数5年以下 ⇒ 主に役人の天下り対策

所得税(役員のみ)

実施時期

改正前

$$\text{退職所得} = \left(\text{退職金} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$

平成25年

1月1日

から

改正後

$$\text{退職所得} = \text{退職金} - \text{退職所得控除額}$$

👉 例

- | | | |
|------|-----------|-------------------|
| 「条件」 | ・ 役員在職期間 | 5年 |
| | ・ 退職金 | 500万円 |
| | ・ 退職所得控除額 | 40万円 × 5年 = 200万円 |

(万円)

	退職所得		所得税
改正前	(500 - 200) × 1/2 = 150	150万円 増加	150 × 5% = 7.5
改正後	(500 - 200) = 300		300 × 10% - 9.75 = 20.25

12.75万円
増加

退職所得の特例の見直し（平成23年12月構築法）

個人住民税(全員)

実施時期

改正前

$$\text{住民税} = \left(\text{退職金} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} \times \text{住民税の税率} \times 0.9$$

改正後

$$\text{住民税} = \left(\text{退職金} - \text{退職所得控除額} \right) \times \frac{1}{2} \times \text{住民税の税率}$$

平成25年
1月1日
から

例

- ・ 在職期間 20年
- ・ 退職金 2,000万円
- ・ 退職所得控除額 40万円 × 20年 = 800万円

(万円)

改正前	$(2,000 - 800) \times 1/2 \times 10\% \times 0.9$	= <u>54</u>
改正後	$(2,000 - 800) \times 1/2 \times 10\%$	= <u>60</u>

6万円
増加



詳しくは担当者にお尋ねください